

1. 運送主体について

(1) 富山市に福祉有償運送の登録の申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

①特定非営利活動法人

②一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

(2) 新たに登録を申請しようとする者は、運営協議会における協議にあたって、以下のいずれかの6ヶ月

間の実績記録を提出するものとする。

①富山市の福祉有償運送の対象となる者（本ガイドライン2.（1）に定める者）の輸送（介護施設が行う施設送迎、買い物支援としての送迎サービス等）

②富山市以外の地域で実施している福祉有償運送（対象は本ガイドラインに定める者に限る）

③福祉有償運送を想定した試験的な運送

(3) 新たに登録を申請しようとする者について、運営協議会における協議にあたっては、要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況、タクシーその他公共交通機関の状況など富山市の実情に応じ、その必要性を判断するものとする。

2. 運送の対象について

(1) 福祉有償運送の対象となる旅客は、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、会員として名簿に記載されている者及びその付添人。

①介護保険法に規定する「要介護者認定」を受けている者（要介護1以上）

②身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」

③その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(2) 運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

①氏名 ②住所 ③運送を必要とする理由 ④その他必要な事項

(3) 運送の区域は富山市とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること。

3. 使用車両について

(1) 乗車定員11人未満であって以下に掲げる自動車により行うこと。

①寝台車 ②車いす車 ③兼用車 ④回転シート車

⑤セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く）

(ア)車両の変更については、富山市へ報告すること。

(イ)車両の増車については、富山市と協議すること。

(ウ)⑤に掲げるセダン型車両による輸送の対象は、知的障害及び精神障害を有する者、またはそれに類する者とし、会員登録時においてその利用の可否について判定するものとする。

(2) 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。ただし、運転者等から提供される自家用自動車（いわゆる持込車両）を使用するときは、以下に掲げる事項のいずれにも適合することを要

する。

(ア)法人等と自家用自動車を提供しようとする者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

(イ)当該契約において、福祉有償運送にかかる管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について法人等が責任を負うことが明確化されていること。

(ウ)当該契約において、適切な損害賠償措置を講じており、その内容が明記されていること。

(1) 車体の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示すること。文字はステッカー、マグネットシート、ペンキ等による横書きとし、また、文字の大きさは、一文字の大きさが一辺7センチメートル以上とする。

①運送者の名称 ②「有償運送車両」の文字 ③登録番号

また、登録証の写しを自動車に備えておくこと。

4. 運転者について

(1) 第2種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は、第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去三年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者であること。

①国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

②社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

(2) 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合、運転者は、(1)の要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える者であること。又は、次に掲げる要件のいずれかを備える者が乗務すること。

①社会福祉士及び介護福祉士

②国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

③社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

④介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者であること。

5. 損害賠償措置について

(1) 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を保険業法に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。又は、損害賠償責任共済契約を中小企業等協同組合法その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。

①対人賠償の限度額は無制限とすること。

②対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの。

③運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと。

④保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

⑤すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること。

6. 運送の対価について

(1) 対価の基準

①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること。

- ②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ③当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(2) 具体的な基準

- ①運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割の範囲内であること。ただし、運営協議会において調った協議結果に基づき約8割を超える運送の対価を設定することも可能とする。
- ②運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- ③均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

(3) 対価の揭示等

- ①運送者は、旅客から収受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明すること。これを変更するときも同様とする。
- ②車内に運送対価がわかるものを提示すること。

7. 管理運営体制について

運送者は、輸送の安全及び旅客の利便確保のため、乗務員（持込車両の乗務員を含む）及び自動車（持込車両を含む）に係る以下に掲げる事項について、適正に管理すること。

(1) 運送者は、自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行うこと。

- ①運行管理の責任者の選任にあっては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。
- ②運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。

(2) 運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存すること。運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努めること。ただし、運営協議会において対面での確認が困難であると認められた場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

(3) 運送者は、運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつその記録を1年間保存すること。

- ①運転者の氏名
- ②自動車登録番号その他の当該自動車を識別できる表示
- ③乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- ④事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

(4) 運送主体は、運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えておくこと。

- ①作成番号及び作成年月日
- ②運送者の名称
- ③運転者の氏名、生年月日、住所

④運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、免許の条件

⑤運転者の要件に係る事項

⑥事故を引き起こした場合又は道路交通法違反の通知を受けた場合は、その概要

⑦運転者の健康状態

また、運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを二年間保存すること。

(5) 運送主体は、次に掲げる事項を記載し、かつ当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は乗務する自動車内に掲示すること。

①作成番号及び作成年月日 ②運送者の名称 ③運転者の氏名

④運転免許証の有効期限 ⑤運転者の要件に係る事項

(6) 運送者は、自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行うこと。また、自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存すること。

①運転者の氏名 ②自動車登録番号その他の当該自動車を識別できる表示

③事故の発生日 ④事故の発生場所 ⑤事故の当事者(運転者を除く)の氏名

⑥事故の概要(損害の程度を含む) ⑦事故の原因 ⑧再発防止対策

(7) 運送者は、苦情処理の体制を整備し、運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明すること。また、苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存すること。

①苦情の内容 ②原因究明の結果 ③苦情に対する弁明の内容

④改善措置 ⑤苦情処理を担当した者

(8) 運送者は、自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。

8. 道路運送法79条の4第1項各号に該当するものでないこと。

(1) 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。

(2) 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む)であるとき。

(3) 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

(4) 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

(5) 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

(6) 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の

確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。